

第三十七号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の五十五」を「千分の五百五十一」に改める。
 別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		
1 議会総務費	人口	一人につき 二六、〇〇五円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、一四九円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七二、三〇六円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八二、一〇六円

4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四六、五一三円
		区立保育所入所児童数	一人につき	一、五一一、五四八円
		私立保育所入所児童数	一人につき	七〇一、二〇一円
5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一二、四七一円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七五、〇八二円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、五六三円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五三円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、二五一円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六三円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五八七円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五一元
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、六一七円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、六一六円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、一〇四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三六円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、六一〇円

経費の種類	測定単位	単位費用
七 教育費 1 小学校費	児童数	一人につき 二六、〇〇四円
2 中学校費	学級数 学校数 生徒数	一学級につき 一、〇八三、八二六円 一校につき 一〇〇、五七六、九九八円 一人につき 二八、九〇九円
3 その他の教育費	学級数 学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口	一学級につき 一、六〇九、一二三円 一校につき 一〇二、三九六、一二六円 一人につき 二六、五六四円 一箇所につき 四九、七五二、一五八円 一人につき 六、四七四円
八 その他諸費	人口	一人につき 一円
1 公債費	元利償還金	一円につき 一円
2 財産費	年度支払額	一円につき 一円
3 その他行政費	人口	一人につき 一三、四二四円
二 投資的経費		
一 議会総務費 1 議会総務費 二 民生費	人口	一人につき 一、七〇一円

1	社会福祉費	人口	一人につき	一、一五〇円
2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七、八一二円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二六、六九二円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	六一七円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	三五三円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇五一円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	二七八円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	一、〇〇二円
2	都市整備費	人口	一人につき	二一三円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二一二円
4	公園費	人口	一人につき	一、七二一円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	九六、三二五、七〇六円
2	中学校費	学校数	一校につき	一〇三、八八八、〇七八円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	三、八九五円
		園児数	一人につき	一二三、一七〇円
		人口	一人につき	二、五一五円

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例第三条第二項各号中、当該年度の前年度以前の年度が平成三十年度又は令和元年度である場合には、「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改める必要がある。